



島根県報

平成17年12月27日 (火)
号外 第 118 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則の一部を改正する規則 (農畜産振興課)

公布された条例等のあらまし

島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則の一部を改正する規則 (規則第136号)

1 規則の概要

- (1) 題名を改正することとした。
- (2) 飼料の分析を依頼しようとする者は飼料分析申込書を、牛の体内受精卵の採取を依頼しようとする者は牛の体内受精卵採取申込書を、牛の受精卵の性判別を依頼しようとする者は牛の受精卵性判別申込書を島根県畜産技術センター所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならないこととした。(第3条・様式第1号 - 様式第3号関係)
- (3) 所長は、飼料の分析を行ったときは飼料分析結果通知書を、牛の体内受精卵の採取を行ったときは牛の体内受精卵採取結果通知書を、牛の受精卵の性判別を行ったときは牛の受精卵性判別結果通知書を飼料の分析、牛の体内受精卵の採取又は牛の受精卵の性判別を依頼した者に交付することとした。(第4条・様式第4号 - 様式第6号関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第136号

島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則の一部を改正する規則

島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則 (平成16年島根県規則第44号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県畜産技術センター分析等に関する規則

第1条中「島根県立畜産技術センター」を「島根県畜産技術センター」に改め、「分析」の次に「、牛の体内受精卵の採取及び牛の受精卵の性判別」を加える。

第2条中「島根県立畜産技術センター」を「島根県畜産技術センター」に改める。

第3条の見出し中「分析」を「分析等」に改め、同条第1項中「、飼料分析申込書 (様式第1号) に分析に必要な飼料を添えて、知事」を「分析に必要な飼料を添えて、飼料分析申込書 (様式第1号) を、牛の体内受精卵の採取を依頼しようとする者は牛の体内受精卵採取申込書 (様式第2号) を、牛の受精卵の性判別を依頼しようとする者は牛の受精卵性判

別申込書（様式第 3 号）を島根県畜産技術センター所長（以下「所長」という。）に改める。

第 4 条の見出し中「分析」を「分析等の」に改め、同条中「知事」を「所長」に、「飼料分析結果通知書（様式第 2 号）を分析」を「飼料分析結果通知書（様式第 4 号）を、牛の体内受精卵の採取を行ったときは牛の体内受精卵採取結果通知書（様式第 5 号）を、牛の受精卵の性判別を行ったときは牛の受精卵性判別結果通知書（様式第 6 号）を飼料の分析、牛の体内受精卵の採取又は牛の受精卵の性判別」に改める。

「

収入証紙

年 月 日

様式第 1 号中 様 を

申込者 住所
氏名 印

」

「

収入証紙はり付け欄

年 月 日

島根県畜産技術センター所長 様

申込者 住所
氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

に、「島根県立畜産技術センターの

」

飼料分析に関する規則」を「島根県畜産技術センター分析等に関する規則」に改める。

「

様式第 2 号中 印 を

」

「

島根県畜産技術センター所長 印

に改め、同様式を様式第 4 号とし、

」

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

年 月 日

島根県畜産技術センター所長 様

申込者 住所
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

牛の体内受精卵採取申込書

島根県畜産技術センター分析等に関する規則第 3 条の規定により、次のとおり牛の体内受精卵の採取を申し込みます。

- 1 牛の種類 肉用牛・乳用牛(いずれかを で囲むこと。)
- 2 採卵頭数 頭
- 3 内訳

品 種	名 号 (個 体 識 別 番 号)	登録番号	飼養者の住所及び氏名	備 考
	()			
	()			
	()			

4 手数料額 円

収入証紙はり付け欄

様式第 3 号 (第 3 条関係)

年 月 日

島根県畜産技術センター所長 様

申込者 住所
氏名 ⑩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

牛 の 受 精 卵 性 判 別 申 込 書

島根県畜産技術センター分析等に関する規則第 3 条の規定により、次のとおり牛の受精卵の性判別を申し込みます。

- 1 受精卵の由来 肉用牛・乳用牛(いずれかを で囲むこと。)
- 2 判定する個数 個
- 3 受精卵の詳細

品 種	供 卵 牛 名 号 (個 体 識 別 番 号)	交配種雄牛	供卵牛飼養者の住所及び氏名	備 考
	()			
	()			
	()			

4 手数料額 円

収入証紙はり付け欄

様式第 4 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県畜産技術センター所長 印

牛の体内受精卵採取結果通知書

年 月 日付で申込みのあった牛の体内受精卵の採取結果は、次のとおりです。

- 1 受精卵採取年月日 年 月 日
- 2 供卵牛
 - (1) 飼養者氏名
 - (2) 品種
 - (3) 名号及び生年月日
 - (4) 登録番号及び個体識別番号
- 3 受精卵採取結果

番	号	
交	配 種 雄 牛	
採	取 卵 数	
内 訳	新 鮮 移 植 個 数	
	保 存 個 数	
	廃 棄 個 数	

- 4 特記事項

様式第 6 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県畜産技術センター所長 印

牛の受精卵性判別結果通知書

年 月 日付けで申込みのあった牛の受精卵性判別結果は、次のとおりです。

1 受精卵採取年月日 年 月 日

2 受精卵

- (1) 供卵牛飼養者氏名
- (2) 供卵牛の品種
- (3) 供卵牛の名号及び生年月日
- (4) 供卵牛の登録番号及び個体識別番号
- (5) 交配種雄牛

3 判定結果

番	号	
判定した卵数		
内訳	雄と判定した個数	
	雌と判定した個数	

4 特記事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の島根県立畜産技術センターの飼料分析に関する規則第 3 条第 1 項の規定により飼料の分析を依頼している者は、この規則による改正後の島根県畜産技術センター分析等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により飼料の分析を依頼している者とみなす。